

債権国会合とスリランカの債務再編にかかる覚書（MoU）の合意について
（仮訳）

2024 年 6 月 26 日

2023 年 11 月 23 日、債権国会合とスリランカが、IMF の長期融資制度（EFF）アレンジメントに整合的な形で債務再編の主要な諸条件に合意して以降、両者は MoU を最終化させるために議論を進めてきた。

また、債権国会合は、スリランカ当局、IMF、世界銀行、中国、及びスリランカの民間債権者との間で、措置の公平性を確保するために広範に議論を行ってきた。

2024 年 6 月 26 日、債権国会合とスリランカは、2023 年 11 月に合意された債務再編の主要条件に基づき、MoU を最終化した。MoU の進展は、スリランカ向け EFF アレンジメントの第 2 次レビューにかかる理事会の開催を可能とし、同アレンジメント下での 3 回目のディスバースメントの承認の道を開くものとなった。

債権国会合は、スリランカ当局が持続可能な道筋に回帰するための必要な改革の実施に引き続き取り組んでいることを称賛する。

債権国会合は、措置の公平性を確保するために債権国会合にとって必要な全ての情報を、スリランカから受領することを期待している。また、債権国会合は、スリランカ当局が、民間債権者との間で、債権国会合が提示した条件よりも少なくとも同国にとって有利な条件での合意を可能な限り早期に見出すよう、議論を継続することを期待する。

これらの関与により、スリランカに供与される債務措置全体が IMF プログラムの諸条件と整合的であることが確保されることとなる。

背景説明

1. パリクラブは、返済が困難な借入国に対し、協調した且つ持続可能な解決策を見出すため、1956 年に発足した公的債権者による非公式なグループである。債権国会合構成国の一部であるパリクラブのメンバーは、スリランカに対する適格債権を有する、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ロシア、スペイン、スウェーデン、イギリス、アメリカの代表で構成される。
2. IMF、世界銀行及びアジア開発銀行の代表は、債権国会合にオブザーバーとし

て出席した。中国、サウジアラビア及びイランは債権国会合の準備会合に参加した。

3. スリランカ債権国会合は、17 カ国の参加の下、2023 年 5 月 9 日に正式に設立された。インド、日本及びパリクラブ議長としてのフランスが共同議長を務めている。1. で言及した通り、本会合には、パリクラブ債権国に加え、インド及びハンガリーを含む。